

地震に備えるため、市は木造住宅耐震改修工事に対して費用の一部を助成しています。令和9年度の耐震改修工事助成事業について、申し込みを受け付けます。

【対象者】市の耐震診断助成事業を実施済みで、令和9年度中に耐震改修工事を希望する人

【提出書類】仮申込書、施工予定業者などが作成した工事見積書（耐震診断時の概算見積を除く）

【申し込み・問い合わせ】建設部建築営繕課（営繕二係）
 ☎ 0220（34）2318

【申し込み期間】8月3日（月）～11月30日（月）

※助成金額や提出書類の詳細等については、市公式ホームページを確認するか、問い合わせください

【申し込み・問い合わせ】建設部建築営繕課（営繕二係）
 ☎ 0220（34）2318

【申し込み期間】8月3日（月）～11月30日（月）

Information

02

クリーンセンター施設見学会を開催

ごみの処理状況や分別方法を広く周知するため、クリーンセンターの施設見学会とごみ分別説明会を開催します。

【場所】登米市クリーンセンター

【日時】9月8日（火）午前10時～11時30分

【募集人数】先着20人（要申し込み）

【申込期間】7月21日（火）～8月28日（金）

【申込方法】電話申し込み ※詳細は問い合わせてください

【申し込み・問い合わせ】市民生活部環境事業所廃棄物対策課（廃棄物対策係）
 ☎ 0225（98）4372

安心して暮らし続けられるように介護保険サービスの利用者負担を軽減

【表1】介護保険負担限度額認定対象者の条件

1	生活保護受給者または高齢福祉年金受給者で、預貯金額等が単身で1千万円以下、夫婦で2千万円以下
2	「前年の合計所得金額＋年金収入額」が82万6500円以下で、預貯金額等が単身で650万円以下、夫婦で1650万円以下
3	「前年の合計所得金額＋年金収入額」が82万6500円超120万円以下で、預貯金額等が単身で550万円以下、夫婦で1550万円以下
4	「前年の合計所得金額＋年金収入額」が120万円超で、預貯金額等が単身で500万円以下、夫婦で1500万円以下

【表2】社会福祉法人等利用者負担軽減対象者の条件

課税等	市町村民税非課税世帯
収入	年間収入が単身世帯で150万円以下、世帯構成員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下
預貯金額等	預貯金額等が単身世帯で350万円以下、世帯構成員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下
資産	日常生活で利用する資産以外に活用できる資産がない（資産を活用しての収入があれば非該当）
扶養	負担能力のある親族に扶養（税扶養・健康保険扶養）されていない
納税	介護保険料を滞納していない
他軽減制度	介護保険負担限度額認定制度の認定を受けている

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料が改正 賦課限度額や軽減対象所得などを見直し

国民健康保険税の改正

国民健康保険税は、税率から算出した医療保険分（医療費の支払いに充てるもの）と後期高齢者支援金分（後期高齢者医療制度の費用に充てるもの）、介護保険分（介護保険制度の費用に充てるもの）、子ども・子育て支援納付金分（子ども・子育て支援の給付拡充に充てるもの）の合計額です。国の法令の改正に伴い、令和8年度の国民健康保険税を次の【表1】、【表2】のとおり改正しました。

【表1】国民健康保険税賦課限度額の変更

項目	改正前	改正後
医療保険分	66万円	67万円
後期高齢者支援金分	26万円	変更なし
介護保険分	17万円	変更なし
子ども・子育て支援納付金分	—	3万円
合計	109万円	113万円

【表2】国民健康保険税軽減対象判定基準

軽減割合	世帯内の被保険者等の所得の合計額
7割	43万円＋{10万円×（給与所得者等（※1）の数－1）}以下
5割	43万円＋（31万円×被保険者および特定同一世帯所属者（※2）の数）＋{10万円×（給与所得者等の数－1）}以下
2割	43万円＋（57万円×被保険者および特定同一世帯所属者の数）＋{10万円×（給与所得者等の数－1）}以下

※1「給与所得者等」とは、被保険者、世帯主および特定同一世帯所属者のうち、一定額を超える給与所得者と公的年金等の支給を受ける人
 ※2「特定同一世帯所属者」とは、同じ世帯の中で国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した人

県内の国民健康保険税水準の統一

国は、都道府県内の国民健康保険税水準の統一を推進しています。宮城県は、被保険者間の公平性の観点から、県内で同じ所得水準、同じ世帯構成であれば、どの市町村であっても同じ保険税とする「完全統一」について、令和12年度までを目標に、遅くとも令和15年度までに実施することとしています（第3期宮城県国民健康保険運営方針）。

現行の本市の保険税率は、県が示す標準保険税率を下回っているため、段階的に税率を調整していく予定です。詳細は、決定次第お知らせします。

後期高齢者医療保険料の改正

後期高齢者医療保険料の計算方法は、県内一律で2年ごとに（子ども・子育て支援金分は毎年）見直されます。令和8年度は、次の【表3】、【表4】のとおり改正されました。なお、令和8年度からは、子ども・子育て支援金分（子ども・子育て支援の給付拡充に充てるもの）が新たに加わり、医療保険分と合わせて納めていただくことになります。

【表3】後期高齢者医療保険料改正表

区分	令和6・7年度	令和8・9年度	変更額・率
均等割額（1人当たり）	47,400円	53,570円	＋6,170円
医療保険分	47,400円	52,200円	＋4,800円
子ども・子育て支援金分	—	1,370円	＋1,370円
所得割率	9.28％	9.37％	＋0.09％
医療保険分	9.28％	9.12％	▲0.16％
子ども・子育て支援金分	—	0.25％	＋0.25％
賦課限度額	80万円	87万1千円	＋7万1千円
医療保険分	80万円	85万円	＋5万円
子ども・子育て支援金分	—	2万1千円	＋2万1千円

【表4】後期高齢者医療保険軽減対象判定基準

均等割額軽減割合	基準値の計算方法	軽減後の均等割額	
		医療分	子ども分
7.2割	43万円＋{10万円×（給与所得者等（※）の数－1）}以下	14,616円	411円
7割			
5割	43万円＋（31万円×被保険者数）＋{10万円×（給与所得者等の数－1）}以下	26,100円	685円
2割	43万円＋（57万円×被保険者数）＋{10万円×（給与所得者等の数－1）}以下	41,760円	1,096円

※「給与所得者等」とは、被保険者および世帯主のうち、一定額を超える給与所得者と公的年金等の支給を受ける人

【問い合わせ】

▶国民健康保険税等の課税に関すること
 総務部税務課（国民健康保険税係） ☎ 0220（22）2163

▶国民健康保険制度に関すること
 市民生活部国保年金課（保険給付係） ☎ 0220（58）2166

▶後期高齢者医療制度に関すること
 宮城県後期高齢者医療広域連合 ☎ 022（266）1021